

# 土地の監視強化に向けた取組

## [目的]

○土地の改変に関し、無届の事案、届出済み箇所での違反行為を早期に把握し、対応するため、  
継続的な監視を実施

[今までは] ・法指定地域の監視・指導対象は、県によるパトロール  
・法規制対象外の監視・指導は、規制条例を制定した市町村が個別に対応

[これからは]

	要調査箇所の抽出	違反行為への対応
<b>■法指定地域※1</b> 法令に基づき県が監視	<b>○市町村からの情報提供を円滑に把握</b> ○県北部地域(五條市・下市町以北)の衛星写真を活用 →無届事案、改変事案を早期に把握	<b>○事案の早期把握による早期 (改変が小規模な状態)の対応</b>
<b>■法規制対象外</b> 市町村土砂条例※2による監視	<b>○県が入手した衛星写真を活用し、条例を制定している市町村へ、改変箇所の情報を提供</b> ○市町村による確認・通報情報を県と共有	<b>○県のノウハウや他市町村事例を活用した支援 (県職員を適宜派遣)</b>

## ※1 法指定地域

法律	面積要件	県所管課
森林法	10,000m <sup>2</sup> ~	森林整備課
宅造法	500m <sup>2</sup> ~	建築安全推進課
都市計画法	500m <sup>2</sup> ~	建築安全推進課
農地法	要件なし	担い手・農地 マネジメント課
砂防法	〃	砂防・災害対策課
急傾斜地法	〃	〃
地すべり等防止法	〃	〃

← 改変情報の提供  
技術的助言 →

## ※2 市町村条例

市町村 (施行時期)	面積要件	市町村 (施行時期)	面積要件
宇陀市 (H19. 10)	1,000m <sup>2</sup> ~	御所市 (H25. 7)	500m <sup>2</sup> ~
葛城市 (H24. 4)	〃	生駒市 (H28. 10)	〃
天理市 (H25. 7)	〃	五條市 (H28. 10)	〃
平群町 (H 9. 4)	500m <sup>2</sup> ~	大淀町 (H30. 7)	〃
御杖村 (H15. 6)	〃	下市町 (H31. 1)	〃
高取町 (H22. 4)	〃	奈良市 (R 2. 4)	〃
		山添村 (R 2. 4)	〃